

AFS「イギリス年間留学プログラム」

募集要項

公益財団法人AFS日本協会は、2023年9月～2024年6月に実施する
イギリス・ウェールズへの年間留学プログラム参加者を募集します。



主催

Celtic English Academy

AFS Intercultural Programs

公益財団法人AFS日本協会

本プログラムについて

AFS「イギリス年間留学プログラム」(以下、本プログラム)は、異文化理解を目的とした一学年間の交換留学プログラムです。参加者はCeltic English Academy(AFSウェールズ)のサポートのもと、現地の一般家庭にホームステイしながら、St. David's Catholic Sixth Form Collegeに通学します。

- 渡航期間 **2023年9月1日(金)～2024年6月22日(土)**
- プログラム参加費 **4,700,000円** 次頁の詳細をご覧ください
- 人数 若干名(最大5名)
- 留学先 **St. David's Catholic Sixth Form College**
Ty Gwyn Road, Penylan, Cardiff, CF23 5QD
- オリエンテーション

AFSは留学先での生活体験や学校通学経験を学びに深めていけるよう、出発前にオリエンテーションやオンライン研修を受講いただいています。本プログラムに含まれるカリキュラムの一つです。本プログラムに参加する方は全員参加必須ですので、ご予定をお願いします。

1. 事前オンライン研修(全員・オンライン) : **2023年5月～6月**

異文化体験を学びに深めていくための重要なプロセスで、AFSプログラムの一環です。留学生としての心構えをつくっていくことを目的としています。詳細は合格後ご案内します。

2. 出発前オリエンテーション(全員・国内) : **2023年8月31日～9月1日(予定)**

出発日前日から空港近くのホテル(アートホテル成田を予定)に宿泊し、他の参加者と共に出発直前の最終オリエンテーションを行います。

主催

- Celtic English Academy
- 公益財団法人AFS日本協会
- AFS Intercultural Programs (AFS国際本部)

AFSは異文化学習の機会を提供する世界的な教育団体です。活動の起源は第一次・第二次世界大戦中に傷病兵の救護輸送をしたボランティア組織American Field Service(アメリカ野戦奉仕団)にあります。AFSの加盟国は約60か国、交流国は100か国以上に及び、理念に共感し活動を共にするボランティアとともに、多様な文化・価値観の人々と「共に生きることを学ぶ」活動を継続しています。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

Celtic English Academyは、AFS国際本部による厳しい審査に基づき、AFSのグローバルアフィリエイトとして認定された団体です。AFSと理念を共有し協働しています。

留学先

[St. David's Catholic Sixth Form College](#)は、ウェールズの首都カーディフの中心部にあります。全校生徒は約1,600人で、98%がウェールズ国内から進学した生徒です。

通常、16～17歳の方はYear 12 (ASレベル)、17～18歳の方はYear 13 (A2レベル)ですが、留学生の場合は授業のレベルを考慮して、17～18歳であってもYear 12への配属が推奨されます。授業は、学年末試験に向けてGCE (General Certificate of Education) の「Aレベル(※)」の科目を3～4つ取る必要があり、英語力やこれまでの履修歴などに応じて、現地担当者と相談しながら科目を決めていきます。

学校へは、Celtic English Academyがマッチングするホストファミリーの家から通います。通学経路、通学時間は配属家庭によって異なります。

※「Aレベル(Advanced Level)」とは、イギリスの大学入学資格として認められる統一試験のことで、1年目に学習する「AS (Advanced Subsidiary) レベル」と2年目の「A2レベル」に分かれています。イギリスの教育システムについては、高校の[案内ページ](#)を参照してください。

AFS年間派遣プログラム参加費説明書(イギリス/プログラム参加費詳細)

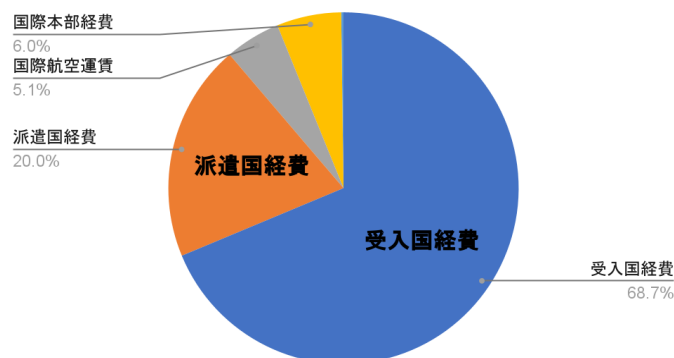
内容	金額	支払い時期
選考手数料	33,000円	応募時
プログラム参加費	4,700,000円	受入国確保金 150,000円 2022年9月～(応募後随時)
		受入国経費 350,000円 2022年3月～(IELTS取得後、受入国審査時)
		最終納入金 4,200,000円 2023年4月～(受入国審査通過後随時)

※AFS提供の奨学金は対象外です。国や自治体の奨学金がある場合はご自身でお手続きをお願いします。

▼プログラム参加費に含まれるもの

プログラム運営・管理費(ホームステイ費含む)
ホストスクール授業料
ホストスクール通学交通費
出発前・滞在中オリエンテーション
出発前・滞在中のサポート経費、連絡諸経費
日本から受入国までの往復航空運賃
AFS団体保険
AFS国際本部経費

プログラム参加費の内訳



役務提供が日本国内で行われる業務(派遣国経費)には消費税(84,080円)が含まれます。

▼プログラム参加費に含まれないもの

査証申請料・取得関連費用など ※1	100,000～150,000円程度
空港税、国際観光旅客税、燃油サーチャージ及び出国手続き諸費用 (当協会指定の代理店による)※1	100,000～150,000円程度
予防接種など、受入国からの連絡により必要となる諸費用	3,000円～100,000円程度
当協会が指定する集合・解散場所(成田又は羽田空港を予定)と自宅間の移動・前泊の費用	
海外旅行傷害保険、加入費用(任意加入) ※2	130,000円～250,000円程度

留学中の歯科治療費、眼鏡(コンタクトレンズ)代金、直近の既往症及び現症の傷害・疾病継続治療費、健康診断料、視力検査料、予防接種代金、予防薬代金、美容外科費用など保険でカバーされない費用	
留学中の小遣い	800～2000ポンド程度/年
One AFS 寄附	15,000円～
PCR検査費用、自主待機期間の宿泊費など、感染症予防対策に係る費用	実費

※1 出国手続き及び査証申請は、当協会指定の旅行代理店(JTBを予定)が手配します。申請方法・申請料などは受入国や為替の変動によって異なります。また、燃油サーチャージは出発時期により大きく異なります。空港税は日本と受入国の利用空港でかかります。

※2 任意保険にはなるべくご加入いただくことをお勧めいたします。

応募方法

1. 応募資格を確認 ※1	次頁の応募資格をよく読み、条件に合致しているか確認してください 注意事項もよくお読みください <u>応募を検討された方は、必ず、在学校の先生に相談してください</u> (3. 応募時に、在學校長による推薦書を提出いただきます)	
▼		
2. 説明会に参加 または視聴	説明会にご参加ください もしくは動画をご視聴ください	説明会動画の視聴は こちら から
▼		
3. 応募	オンライン登録サイト の指示に従い、ご応募ください。 ※在學校長による推薦書のアップロードが必要です ※選考手数料(33,000円)はクレジット カードでお支払いください	2022年9月12日より随時受付 ＜応募期日:2023年2月1日(水)＞ (もしくは定員に達し次第募集終了)
▼		
4. 応募結果通知	結果通知受領 ※参加規程等手続き書類を同封します	応募後約2~3週間を目途に通知
▼		
5. 受入国確保金支払い	プログラム参加費＜受入国確保金＞支払い (150,000円)	結果通知受領後、2週間以内 ※受入国確保金はいかなる事由があっても払い戻されません。詳しくは参加規程をご確認ください



6. 英文書類作成 ※2	受入国審査のための書類一式 ・旅券情報、緊急連絡先情報 ・健康と生活上必要な情報 ・英文推薦書、英文成績証明書 (在学学校作成) ・英文健康診断書(医師作成)等 ・家庭訪問	2023年2月15日(水)締切
	<u>IELTS OA5.5取得・証明書提出</u>	2023年3月1日(水)締切 ※期限までにIELTSが未達だった場合は留学生候補の地位を喪失します。(本募集要項11～12ページご参照)



7. 受入国経費支払い・ 受入国審査開始	プログラム参加費＜受入国経費＞ 支払い (350,000円)	6. の提出書類一式が揃ってから 1週間以内
-------------------------	--------------------------------------	---------------------------



8. 英語面接 ※3	受入校とオンライン面接	2023年3月中を予定
------------	-------------	-------------



9. 最終結果通知・ 最終納入金支払い	受入国審査結果通知受領(メール)	2023年4月中を予定
	プログラム参加費＜最終納入金＞ 支払い (4,200,000円)	※分割払いはご相談ください

振込先(プログラム参加費)		
ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0610767 AFSプログラム口座(エイエフエスプログラムコウザ) (郵便振替の場合00130-5-610767)		

※1 応募資格について

本プログラムは、以下をすべて満たしている方にご応募いただけます。

1. 応募時点で中学3年生～高校2年生で、2023年4月時点で高校1年生～高校3年生になる方(ただし、受入先の条件により、留学開始時点で16歳以上)
2. 応募時の英語レベルが IELTSオーバーオール・バンドスコア 5.0相当(CEFR B1レベル)以上であること。(注1)
3. 異文化体験に対する興味と意欲をもち、留学先での生活に心身ともに適応できる資質のあること。カウンセリング又は投薬治療を受けていた場合、2022年4月1日時点で治療終了後12か月が経過していること(注2)
4. 2022年4月の時点で、学校教育法が定める日本の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程の第1、2学年に在学する人。中学生の場合、2023年4月の時点で、学校教育法が定める日本の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程の第1学年に在学する予定で、2022年4月の時点で中学校第3学年に在学する人。(注3)(注4)かつ、前年度と今年度の欠席日数の合計が目安として30日以内であること(注5)
5. 応募時点で学業成績が中程度以上であること。(注6)
6. 在学校の学校長から推薦されること。中学生の場合、応募時点で在学校の学校長から推薦されること。かつ、高校進学後、進学先の学校長の推薦書を提出すること。

(注1) IELTS以外の英語資格での応募については [よくある質問](#) をご確認ください。AFS日本協会による書類選考通過後、期限までにIELTSを受験し、オーバーオール・バンドスコア5.5以上(かつライティングスコアが5.5以上)を取得する必要があります。未達の場合は留学生候補の地位を喪失します。

(注2) 精神科、心療内科、神経(内)科、小児科、臨床心理士に不登校や対人関係などのこころの問題でカウンセリング又は投薬治療を受けている最中、又は治療終了後12か月が経過していない場合は、お申込みいただけません。

(注3) 学校教育法が定める日本の学校以外に在籍している場合、条件によって考慮しますので、個別にご相談ください。

(注4) 中等教育学校の場合、「第1学年」は第4学年を、「第2学年」は第5学年を、「第3学年」は第6学年を指します。

(注5) 前年度と今年度の欠席日数の合計は、保健室登校などで登校していても全授業に出席しない日数を含みます。なお、けがや病気が完治し、留学生活に支障がない場合は考慮します。応募時に理由と現状を記載してください。場合によっては診断書の提出を求めます。

(注6) 受入国内定後、過去3年分の成績証明書の提出を求めます。AFS国際基準よりも成績が下である場合は、受入国の審査を通過するとは限りません。在學校からの推薦書や学業誓約書などの書類提出を追加で求める場合もあります。

※2 受入国審査のための必要書類について

受入国審査のために、英文で書類を準備していただきます。自身の魅力が伝わる日常写真を揃えたり、ホストファミリーへの英文の手紙を作成したり、かかりつけ医による英文健康診断書や在学校の先生による過去3年分の英文成績証明書などを提出したりしていただきます。

また、皆さんのお宅には、AFSのボランティアスタッフが訪問します。AFSプログラムでは、受入機関が配属家庭を決定しますが、双方の性格、趣味、家庭環境などを考慮したうえで、慎重にAFS留学生とホストファミリーの組み合わせを行います。そのため、実際に皆さんが日本の家族とどのように過ごし、どのような環境で生活してきたかを、ご本人とご家族の皆さんにお伺いして、受入機関と情報共有します。

英文書類は計画的に準備して、必ず期日までに提出してください。種類が揃っていることを確認したらIELTS証明書とともに受入国に送り、審査が始まります。

※3 英語面接(オンライン)について

これまでの履修歴や受講希望科目等について、留学先の高校担当者が英語で伺います。受入国審査の結果には直接影響しません。オンラインで実施しますので、あらかじめ環境を整えていただきますようお願いいたします。

注意事項

1. 本プログラムは、新型コロナウイルス感染症による不測の事態が懸念される中での募集・実施となります。内定後も状況によりプログラムの事前中止や予定変更(出発日が後ろ倒しになる、開始後に早期終了となる、期間が短くなる、留学先の国や予定されていた行事が変更になるなど)の可能性もあることを予めご了承ください。また、渡航後も受入国の状況により、ホストスクールの授業がオンラインで実施される場合もあります。
2. 本プログラムは、異文化理解を目的とした一学年間の交換留学プログラムであり、卒業資格を得ることを目的としたプログラムではありません。
3. プログラム期間を超えて現地に残ることはできません。プログラム終了後、参加者はAFS、及びAFSが指定する代理店が手配する旅行手続き、交通機関、日程で帰国します。
4. 本プログラムでは、留学先で受講した授業の単位認定のサポートはしていません。単位認定に必要な書類は留学先の高校から自分で入手し、在 school と調整してください。なお、留学先の高校ではAレベルの試験を受ける必要があり、その結果を公式に証明する書類は現地で発行されます。
5. ホストファミリーは、Celtic English Academyがあなたとの適性を判断の上、決定するものであり、あなたを最も身近に支えてくれる相手です。相互に理解しあえるよう、時間をかけてよくコミュニケーションをとるようにしてください。

参加取りやめ・留学生候補の地位喪失について

①参加の取りやめについて

受入国確保後、プログラムへの参加を取りやめる場合はご連絡ください。折り返し、参加取りやめ届の書式をお送りいたします。書類の記入・返送をもって手続きが完了します。

プログラム参加費の支払期日後、出国予定日以前に参加生がプログラムへの参加を取りやめた場合、AFS日本協会は、その理由のいかんを問わず（AFSの責めに帰すべき事由による場合を除く。）、参加生とその保護者が支払ったプログラム参加費から、参加取りやめの通知がAFSに届いた時点に応じて、プログラム参加費のうち受入国確保金を除いた455万円から下記の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の金額を差し引いた上、残りの金額を参加生とその保護者に払い戻します。なお、受入国確保金(15万円)はいかなる事由があっても（AFSの責めに帰すべき事由による場合を除く。）払い戻されません。

- (a) 出国予定日の前日から起算し遡って61日目の日以前の場合、30万円
- (b) 出国予定日前日から起算し遡って60日目の日から31日目の日までの場合、115万円
- (c) 出国予定日前日から起算し遡って30日前以降11日目までの場合、150万円
- (d) 出国予定日前日から起算し遡って10日目の日以降出発予定日の前日までの場合、200万円
- (e) 出国予定日当日の場合、プログラム参加費全額

払戻金の振込手数料は上記(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)いずれの場合も、参加を取りやめた参加生とその保護者の負担となります。

②留学生候補の地位喪失について

受入国が内定してから日本を出発するまでの間に次のような事態が生じた場合には、留学生候補の地位を喪失することがあります。留学生候補の地位喪失は AFS から「留学生候補の地位喪失通知」の書類を発送したときに効力を生じます。留学生候補の地位を喪失した場合は、同年度の再応募はできません。なお、下記への該当性の有無は、当協会の判断によります。

- 1) 当協会及び留学内定国が定めている学業成績(英語資格を含む)及び心身の健康状態などの基準を満たしていないとき
- 2) 犯罪に関わり、あるいは重大な交通事故を引き起こしたとき
- 3) 自己又は他人を傷つけ、あるいは危険にさらしうる言動をしたとき(ソーシャルメディアへの投稿などによる場合を含む)
- 4) 在学校の学校長から推薦を取り消されたとき(原因が参加生本人にあるかどうかを問いません)
- 5) 在学校から他の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程に転校し、転校先の学校長から留学が承認されなかったとき
- 6) 日本の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程に在学しなくなったとき。ただし、在学校の留学手続きのた

め出発直前に退学手続きを取る場合を除く

- 7) 当協会に提出した書類の情報が正しく記載されていなかったとき
 - 8) 当協会に提出すべき書類の提出あるいは報告を怠ったとき
 - 9) 当協会で定められたオリエンテーションの全日程を終了しなかったとき
 - 10) オリエンテーションなど当協会の催しにおいて、AFS 生として適切ではない行動又は態度が見られたとき
 - 11) 受入国の受入機関が受入れを拒否したとき。
 - 12) 中学 3 年生受験者が高校進学後、進学先の学校長から推薦を得られなかったとき
 - 13) プログラム参加費の支払期日を過ぎても支払いがなされないとき、及び出発予定日の前日までに参加費全額の支払いが完了しないとき
 - 14) AFS の方針、ルール、諸手続きに従わないとき
 - 15) 時期、態様のいかに問わず、AFS の名誉あるいはその社会的評価を傷つけ、AFS 生としての品位を汚し、AFS 又は AFS 職員に対する暴言、威嚇あるいは侮辱を行うなど、不適切な行為を行ったとき
 - 16) 以上のほか、AFS 生として適性を欠くと認めるべき事由があるとき
- なお、7) 8) 13) 14) 15)は保護者についても該当性判断の対象となります。

*上記1)で留学生候補の地位を喪失した場合は、参加規程第3項により受入国確保金の払い戻しは行われません(AFS の責めに帰すべき事由による場合を除く。)。

*上記11)で留学生候補の地位を喪失した場合は、参加規程第3項①により受入国確保金の払い戻しは行われません(AFSの責めに帰すべき事由による場合を除く。)が、受入国経費35万円のうち25万円を払い戻します。

*上記5)及び12)で学校長の承認又は推薦が得られなかった原因が参加生本人にない場合は、3項②e)により該当の事案が発生した時期に応じて返金額が異なります。その場合は、学校の方針として承認又は推薦できない事由を明記した学校長名の文書を当協会までお送りください。

*上記2)3)4)6)7)8)9)10)13)14)15)16)で留学生候補の地位を喪失した場合は、取消しの時期に応じ参加規程第2項に従ってプログラム参加費を返金します。ただし、4)で推薦取消の原因が参加生本人にない場合は、参加規程第3項②e)に従います。

推薦書作成後、当該生徒が転校・長期休学、あるいは退学した場合、及び上記に該当する事態が生じた場合には速やかに当協会までご連絡ください。

AFS『イギリス・ウェールズ年間派遣プログラム』募集要項

作成 2022年8月

お問い合わせ

info@afs.or.jp